OOTSUKA

非該当証明書 請求フォーム

2020年1月改定

非該当証明書を発行するに当たり、下記の内容確認、及び記入をお願い申し上げます。

１．対象となる製品の情報	
(1) 製品名	□照明拡大鏡　□実体顕微鏡　□その他製品
(2) 型　式※	型　倍
(3) 仕 様	電圧：　V／周波数　：　Hz／ﾌﾟﾗｸﾞ形状　：　型
(4) 対象台数※ / 製造番号	台数：　台 / ＃
(5) 購入(入手)年月日	年　月　日

２．証明書の宛名、対象製品の出荷先国名、需要者、及び輸出目的	
(1) 宛　名※	
(2) 出荷先国名※	
(3) 需要者（最終ユーザー)名※ ①国内法人様名	①
〃 ②海外法人様名	②
②の住所	
(4) 輸出、及びび製品の使用目的※	

３．その他の情報	
(1)販売店様名※	
(2)作成した証明書の取扱い※	① □郵　送　② □メール(PDF)送信　③ □製品出荷時に添付
(3)証明書送付先住所 若しくはメールアドレス※	

(2)輸出貿易管理令　別表１の１６項に掲げられる補完的輸出規制品目（ｷｬｯﾁｵｰﾙ規制品目）には該当しております。

(3)上記の「該当」の場合、第16項（ｷｬｯﾁｵｰﾙ規制）中欄：関税定率表別表第25類～第40類、第54類～第59類、第63類、第68類～第93類、または第95類に該当する貨物は規制品対象品目で有り、弊社対象製品の分類が第90類で有る事から、仕向け国が「別表第３」のグループAで無い場合は需要者確認が必要です。

輸出貿易管理令別表第３に掲げる国（グループA）一覧

ｱｲﾙﾗﾝﾄﾞ・アメリカ合衆国・ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ・ｲﾀﾘｱ・英国・ｵｰｽﾄﾗﾘｱ・ｵｰｽﾄﾘｱ・ｵﾗﾝﾀﾞ・ｶﾅﾀﾞ・ｷﾞﾘｼｬ・ｽｲｽ・ｽｳｪｰﾃﾞﾝ・ｽﾍﾟｲﾝ・ﾁｪｺ・ﾃﾞﾝﾏｰｸ・ﾄﾞｲﾂ　・ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ・ﾉﾙｳｪｰ・ﾊﾝｶﾞﾘｰ・ﾌｨﾝﾗﾝﾄﾞ・ﾌﾗﾝｽ・ﾍﾞﾙｷﾞｰ・ﾎﾟｰﾗﾝﾄﾞ・ﾎﾟﾙﾄｶﾞﾙ・ﾙｸｾﾝﾌﾞﾙｸ・ﾌﾞﾙｶﾞﾘｱ

備考欄			
オーツカ光学記入欄	①代理店ｺｰﾄﾞ：	②製品ｺｰﾄﾞ：	③受注No：
	④製造年月日：	⑤国別ｺｰﾄﾞ：	

注２：新規発注製品の非該等証明書発行は、製品に添付して出荷致します。

注３：製造番号のご連絡が無い場合は、個別の製品では無く、製品（機種）全体での該非判定を行います。
尚、製品出荷前の非該当証明書発行は行いません。

返信先ＦＡＸ：０３－３４９１－４１２０

〒142-0062　東京都品川区小山1-1-4　株式会社オーツカ光学　担当：　営業部　浅見 / 中関 宛

※印は必須項目です。必ずご記入下さい。

2020.1 改定～改正対象：輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
日付：令和2年1月14日公布、令和2年1月22日施行